

第1号様式（第2条関係）

公文書公開請求書

2024年4月1日

越谷市長様宛

〒343-0838

住所 越谷市蒲生3-15-36

請求者 氏名 土屋公司

連絡先電話番号 090 (4849) 3390

(法人その他の団体にあっては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

越谷市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

公開請求する公文書の名称又は内容	(公開請求する公文書が特定できるよう、公文書の件名又は知りたい事項を具体的に記入してください。) 別紙	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送希望)	
請求者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市内に住所を有する者 <input type="checkbox"/> 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 事務所等の名称 () 所在地 () <input type="checkbox"/> 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 勤務先の名称 () 所在地 () <input type="checkbox"/> 市内に存する学校に在学する者 学校の名称 () 所在地 () <input type="checkbox"/> 公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの 利害関係の内容 () <input type="checkbox"/> その他	
備考	総務課受付印	
所管課	環境経済部 経済振興課 電話 048-967-4680	



(注) 請求者欄及び太線の枠内のみ記入し、該当する□内に印を記入してください。

別紙

令和元年9月13日付 「越観第136号」 越谷市環境経済部 観光課長 岩永伸が「水辺の街つくり館の分電盤の新設について（回答）につき、一般社団法人越谷市観光協会 事務局長 中村将義 に 1 内容 「水辺のまちつくり館の分電盤の新設について、問題はありません」。と書面にて通知しているが、次のような越谷市の規則がある。

○越谷市財産規則第22条

2 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 使用の許可を受けた使用目的以外の目的で行政財産を使用しないこと。
- (2) 行政財産を他の者に使用させないこと。
- (3) 行政財産の原状を変更し、又は工作を加えないこと。

同規則 第23条 使用者は、行政財産の原状を変更し、又は工作を加えようとするときは、行政財産原状変更申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

3 次の文書を請求する

(1) 一般社団法人越谷市観光協会 代表理事（使用者）が発した越谷市長宛の行政財産現状変更申請書

4 「越観第136号」につき、越谷市長が上記規則第22条（3）に該当する「分電盤の新設」について使用者に認めたと言う文書。及び、越谷市長から、法律上の手続きを取り、岩永伸へ委託及び授權が与えられた書面、与えられたなら、その法的根拠を示す公文書の公開請求を求める。

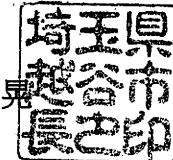
以上

公文書非公開決定通知書

越経第3号
令和6年(2024年)4月25日

土屋公司様

越谷市長 福田



令和6年4月1日付で公開請求のあった公文書については、越谷市情報公開条例第11条第3項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

公開請求に係る公文書の名称又は内容	水辺のまちづくり館の分電盤の新設について (1) 一般社団法人越谷市観光協会代表理事名で提出された、越谷市長宛ての行政財産原状変更申請書 (2) 一般社団法人越谷市観光協会から令和元年9月9日付で提出された「水辺のまちづくり館の分電盤の新設について(協議)」に対し、一般社団法人越谷市観光協会代表理事宛てに越谷市長名で承認した文書 (3) 法律上の手続きにより、越谷市長から岩永伸(観光課長)へ委託及び授権が為された文書、また、その法的根拠を示す文書
公開しない理由	<input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 存否不回答 <input checked="" type="checkbox"/> 文書不存在 <input type="checkbox"/> その他 当該公文書は、当初から取得し、又は作成していないため存在しない。
公開することができるようになる期日	
所管課	環境経済部経済振興課 電話 048-967-4680 (直通)
備考	

(注) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。